

平成 25 年度における契約状況のフォローアップ

平成 26 年 9 月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

1. 平成 20 年度と平成 25 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成 20 年度		平成 25 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(50.8%) 482	(39.9%) 73.3	(58.9%) 476	(52.1%) 100	(△1.2%) △6	(36.4%) 26.7	(67.8%) 643	(47.4%) 87.0
企画競争・公募	(18.9%) 179	(32.1%) 59.0	(13.6%) 110	(14.9%) 28.6	(△38.6%) △69	(△48.4%) △30.4	(21.0%) 199	(35.9%) 66.0
競争性のある 契約 (小計)	(69.7%) 661	(72.0%) 132.3	(72.5%) 586	(67.0%) 128.6	(△11.3%) △75	(△2.8%) △3.7	(88.7%) 842	(83.3%) 153.1
競争性のない 随意契約	(30.3%) 288	(28.0%) 51.5	(27.5%) 222	(33.0%) 63.2	(△22.9%) △66	(22.7%) 11.7	(11.3%) 107	(16.7%) 30.7
合 計	(100%) 949	(100%) 183.8	(100%) 808	(100%) 191.8	(△14.9%) △141	(4.4%) 8	(100%) 949	(100%) 183.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成 25 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画のものである。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく仮施設整備事業については、施設利用を希

望する被災中小企業者の早期事業再開ニーズに応えるため、前年度に引き続き、主に見積競争による業者選定手続きを行った。

また、平成24年度補正事業のうち「中小企業再生支援協議会機能強化事業の実施に関する委託」及び「経営改善計画策定支援事業の実施に関する委託」にあつては、47都道府県に設置されている中小企業再生協議会における既存業務との互換性から契約の相手方を既に受託している先に指定されている。

これらにより25年度の競争性のない随意契約が大幅に嵩上げされ、また、契約の一本化等により事務の効率化を図った結果、相対的に競争性のある契約件数が減少したため、随意契約見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の契約件数比率に到達しなかった。

※随意契約件数・金額は222件63.2億円であるが、上記の要因を除く件数は95件、金額は23.4億円となる。

また、上記の要因を除いた契約件数比率は15.1%、契約金額比率は16.4%である。

3. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成20年度	平成25年度	比較増△減
2者以上	件数	458 (69.3%)	486 (87.2%)	28 (6.1%)
	金額	87.5 (66.1%)	84.6 (65.8%)	△2.9 (△3.3%)
1者以下	件数	203 (30.7%)	100 (12.8%)	△103 (△50.7%)
	金額	44.8 (33.9%)	44.0 (34.2%)	△0.8 (△1.8%)
合計	件数	661 (100%)	586 (100%)	△75 (100%)
	金額	132.3 (100%)	128.6 (100%)	△3.7 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った係数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成25年度の対20年度伸率である。

4. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (<http://www.smrj.go.jp/kikou/disclo/minaosi/index.html>)

5. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

平成 25 年度において、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

（注1）「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長）により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

（注2）関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の 100 分の 20 以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等）